二　点検のみを行った場合　次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し ［イ～ヘ　略］ ト　点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日（当該測定器等が第二条の二の測定器その他の設備であって、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）、較正機関名及び較正等を受けた方法（ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。） ［チ　略］	二　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ト　点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日、較正機関名及び較正等を受けた方法（ただし、較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。） ［チ　同上］
［2・3　略］ **別表第八号**　点検結果通知書の様式（第21条関係） ［略］ （4枚目） ［略］ ［注1　略］ 2　電気的特性の点検に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日（当該測定器等が第二条の二の測定器その他の設備であって、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び較正機関名を記載すること。ただし、当該較正等の方法が法第24条の2第4項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等の年月日及び較正機関名を併せて記載すること。	［2・3　同上］ **別表第八号**　点検結果通知書の様式（第21条関係） ［同左］ （4枚目） ［同左］ ［注1　同左］ 2　電気的特性の点検に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等の年月日及び較正機関名を記載すること。ただし、当該較正等の方法が法第24条の2第4項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等の年月日及び較正機関名を併せて記載すること。
［3～5　略］	［3～5　同左］
備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（登録修理業者規則の一部改正）

第三条　登録修理業者規則（平成二十七年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号　修理の確認の手順（第二条第二項第二号及び第五号並びに同条第四項関係） 修理の確認を要する修理された特別特定無線設備（以下この表において「確認する設備」という。）について、次のとおり特性試験を行い、法第三章に定める技術基準に適合することを検証する。 ［1　略］ 2　特性試験は、法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（証明規則第三条の二の測定器その他の設備にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備うちに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して行う。 3　確認する設備の特性試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。 ［1）　略］	**別表第二号**　修理の確認の手順（第二条第二項第二号及び第五号並びに同条第四項関係） ［同上］ ［1　同上］ 2　特性試験は、法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して行う。 3　［同上］ ［1）　同上］